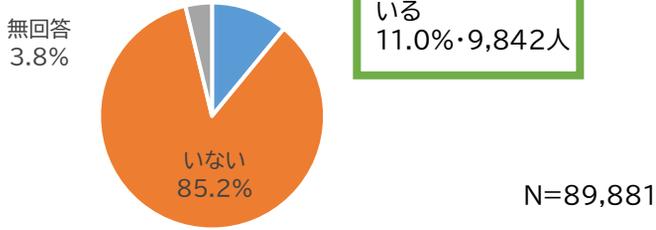


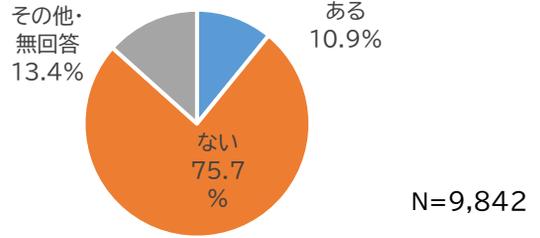
令和6年度府立高校における日常生活アンケート 調査結果概要

【府立高校におけるヤングケアラーの状況】

回答者約9万人のうち、世話をしている家族の状況

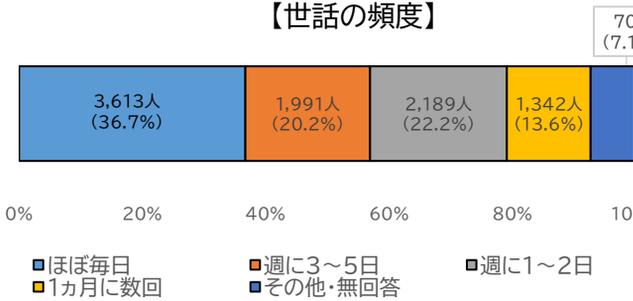


世話をしている家族がいる生徒のうち、そのことについて相談した経験

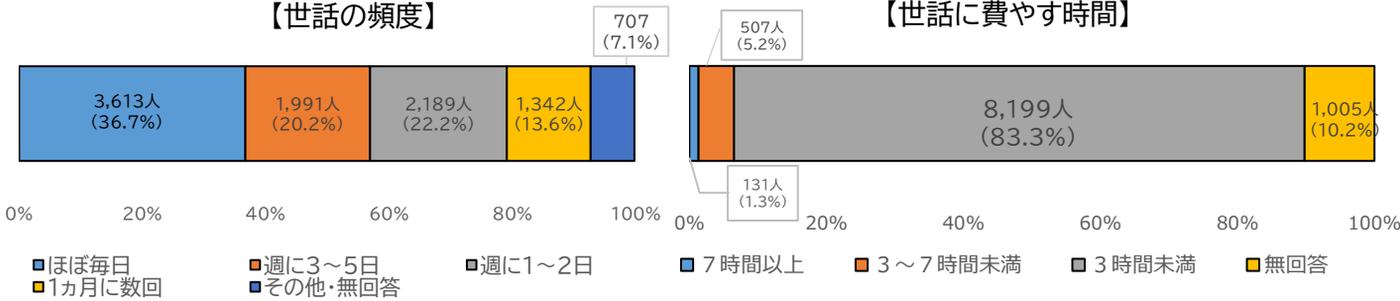


「世話をしている家族がいる」と回答した生徒が**11.0%**(9,842人)
世話をしている家族がいると回答した生徒のうち、**世話を必要としている家族のことや、世話の悩みを相談したことがある生徒は約1割であり、7割を上回る生徒は相談した経験が無い。**

【世話の頻度】

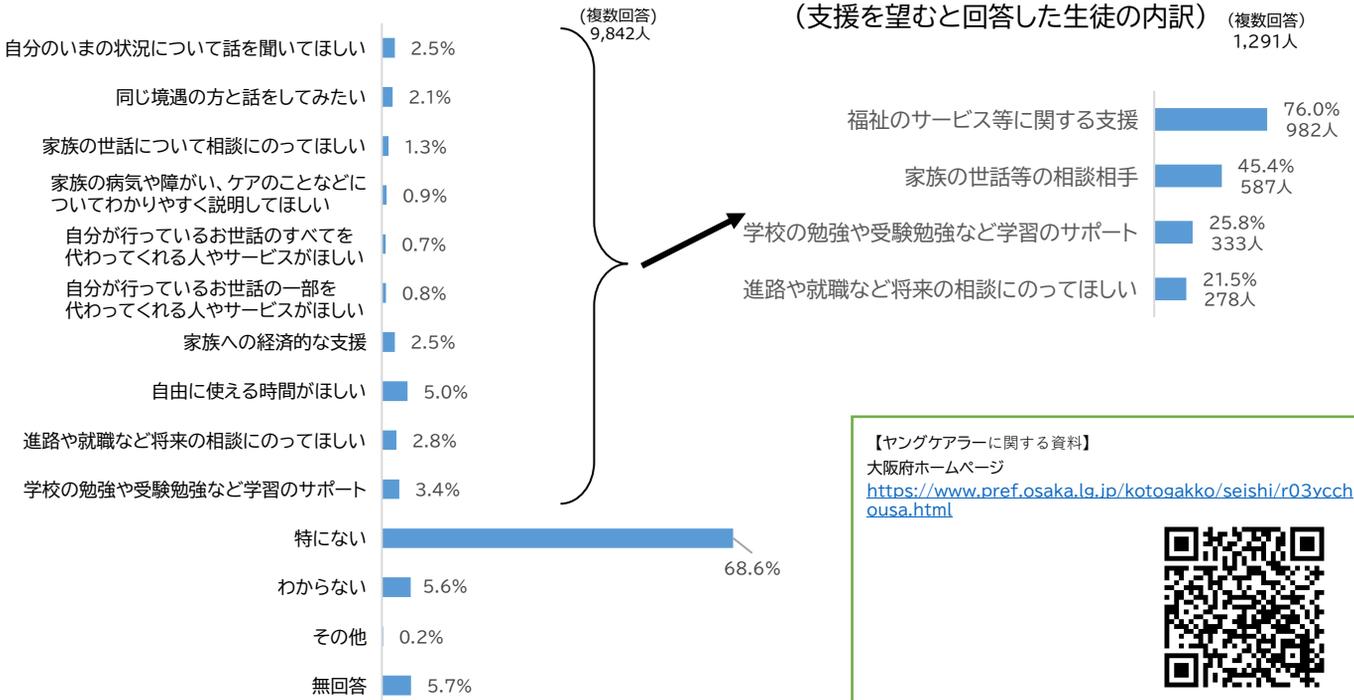


【世話に費やす時間】



世話をしている家族がいると回答した生徒のうち、世話の頻度について、「ほぼ毎日」行っている生徒が約4割。
世話に費やす時間について、「3時間未満」の生徒が約8割、「3時間以上」の生徒が約1割存在。

【世話をしている家族がいる生徒が望んでいる支援の内容】



【ヤングケアラーに関する資料】
大阪府ホームページ
<https://www.pref.osaka.lg.jp/kotosakko/seishi/r03ycchousa.html>

世話をしている家族がおり、支援を望むと回答した生徒は全体の**約13%**(1,291人)、そのうち、**福祉のサービス等に関する支援を求める声が約8割(982人)、学習面のサポートや進路・就職等の相談を望む回答がそれぞれ約2~3割存在。**

教職員は児童生徒(以下、生徒等という)と接する時間が長く、日々の変化に気付きやすいことから、ヤングケアラーを発見しやすい立場にあります。生徒等の行動の背景に「ヤングケアラーの可能性がある」という視点を持ち、これまで行っている生徒等の支援体制を生かして、適切に関係機関につなげていきましょう。

■ ヤングケアラーとは

令和6年6月に改正された子ども・若者育成支援推進法は、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、ヤングケアラーを、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象としています。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいはしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

出典:子ども家庭庁ホームページ「ヤングケアラーについて」

① 早期発見・把握のために

- ・教職員のヤングケアラーに対する理解の促進
- ・生徒等本人の普段の様子、家庭における生徒の状況把握
- ・ケース会議等における関係者間での情報共有 など

② 支援の必要性を判断するために

- ・生徒等の気持ちに寄り添い、支援が必要なのか、どのような支援が欲しいのか等についての丁寧な聞き取り
- ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとの共同アセスメントの実施 など

③ 必要な支援につなげるために

- ・ケース会議等における関係者間での情報共有及びアセスメントに基づいた支援内容の計画 など

Point 1

ヤングケアラーに気づくためのポイント

ヤングケアラーの存在に気づくためにまず必要なことは、先生方が「ヤングケアラーがいるかもしれない」ということを常に意識して日々の業務にあたるのが重要です。ヤングケアラーではないか?と気づききっかけの例を以下に紹介しているので、日頃の業務の中でヤングケアラーの存在に気づくためのヒントとして、参考にしてください。

- | | |
|--|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 本人の健康上に問題がなさそうだが欠席が多い、不登校である | <input checked="" type="checkbox"/> 子ども同士よりも大人と話が合う |
| <input checked="" type="checkbox"/> 遅刻や早退が多い | <input checked="" type="checkbox"/> 周囲の人に気を遣いすぎる |
| <input checked="" type="checkbox"/> 保健室で過ごしていることが多い | <input checked="" type="checkbox"/> 服装が乱れている |
| <input checked="" type="checkbox"/> 提出物が遅れがちになってきた | <input checked="" type="checkbox"/> 児童・生徒から相談がある |
| <input checked="" type="checkbox"/> 持ち物がそろわなくなってきた | <input checked="" type="checkbox"/> 家庭訪問時や生活ノート等にケアをしていることが書かれている |
| <input checked="" type="checkbox"/> しっかりしすぎている | <input checked="" type="checkbox"/> 保護者が授業参観や保護者面談に来ない |
| <input checked="" type="checkbox"/> 優等生でいつも頑張っている | <input checked="" type="checkbox"/> 幼いきょうだいの送迎をしていることがある |

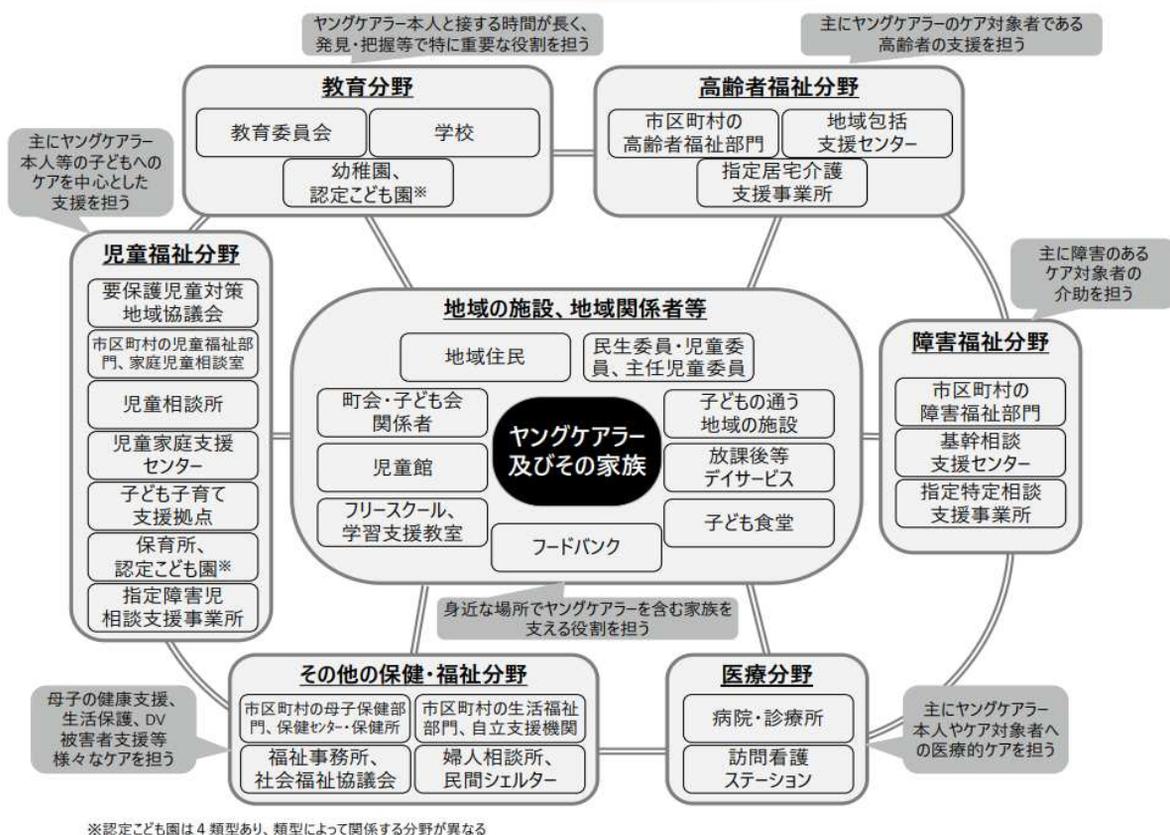
有限責任監査法人トーマツ「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」(厚生労働省子ども家庭局令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)p11より

※家族のケアやお手伝いをする事自体は本来素晴らしい行為であるが、過度な負担により学業等に支障が生じたり、子どもらしい生活が送れなかったりすることが課題である点を理解した上で、「ヤングケアラー=悪いこと」というメッセージにならないよう留意すること

Point 2 ヤングケアラーの支援を検討する際、できる限りヤングケアラーを含む家族の状況を正確に把握しておくことが重要です。また、検討するにあたり、必要な情報には次のようなものがあります。これらの情報のうち、校内で得られる内容について、教職員のチームで共有し、アセスメントに基づいた支援目標、支援計画をたてていきましょう。

情報の種類	情報の具体例	
ヤングケアラー本人に関する情報	<input checked="" type="checkbox"/> 担っているケアの内容、時間数・時間帯 <input checked="" type="checkbox"/> 平日と休日の大まかなスケジュール <input checked="" type="checkbox"/> 教育面に関する状況 (通学状況、学習時間、進路相談状況など) <input checked="" type="checkbox"/> 社会的活動の状況(遊び、部活動など)	<input checked="" type="checkbox"/> 身体的健康状態、精神的健康状態 <input checked="" type="checkbox"/> 今の状況についての認識 <input checked="" type="checkbox"/> やりたいと思っているができていないこと、困っていること <input checked="" type="checkbox"/> これまでの相談状況 <input checked="" type="checkbox"/> 支援を受けることの意向 など
ケアを必要としている家族に関する情報	<input checked="" type="checkbox"/> 必要なケア内容 <input checked="" type="checkbox"/> 疾患や障がいなどの状況 <input checked="" type="checkbox"/> 受けている支援内容や時間	<input checked="" type="checkbox"/> 支援機関 <input checked="" type="checkbox"/> 支援を受けることの意向 など
その他の家族に関する情報	<input checked="" type="checkbox"/> 担っているケアの内容 <input checked="" type="checkbox"/> 支援を受けることの意向 など	

Point 3 ヤングケアラーがおかれている状況は多岐にわたるため、ヤングケアラーを含む世帯支援を行うためには、分野の垣根を超えた多機関連携が必要となる場合が少なくありません。なかには日常的には、連絡を取る機会がない他分野の機関とも連携が必要になることがあるため、連携する可能性がある機関にはどのようなところがあり、それぞれの役割としてできること、できないことをある程度把握しておくことが大切です。なお、個人情報の取扱いについては、くれぐれも留意してください。



多機関連携チェックリスト

多機関連携を行う際に留意すべき点をチェックリストとしてとりまとめているので、各機関が集うケース会議の場で活用するなど、連携時の参考にしてください。

【事前の理解・認識】

- ヤングケアラー本人や家族の思いを第一に考えることを各機関が理解しているか
- 各機関が自分事として主体的に取り組む必要があることの共通理解ができているか
- 各機関のお互いの役割や視点が異なることを理解しているか
- ヤングケアラー本人や家族に対する支援が長期的なものになる可能性について各機関が理解できているか

【連携時の留意点】

- 個人情報の共有に関する同意が得られているか
- 中心的な役割を担う機関が明確か
- 役割分担が明確か
- 役割分担において、負担の程度に過度な偏りがないか
- 会議体の開催タイミング、記録の残し方等の運営ルールについて共通理解ができているか
- 連携する目的が明確か
- 多機関の調整を行う機関が明確か
- 各関係機関ができることできないことを理解できているか
- ヤングケアラー本人や家族に対して不要な聞き取りを行うことがないよう、各機関が持つ情報や各機関での検討内容を共有できているか
- 会議体以外での情報共有のタイミング、方法が明確か

ヤングケアラー支援のために ～スクールソーシャルワーカーができること～

Point 4 ヤングケアラーへの支援に当たってスクールソーシャルワーカー(以下、SSWという)がかかわった事例を紹介します。

- 同居家族：母(身体障がい)、弟(幼児)、生徒本人
- 世話の内容：家事全般、母による弟の育児の支援など
- 学校での対応の経過：
 - ・欠席日数が多いことを心配した教員が生徒への声掛け、面談を実施。その結果、当該生徒は障がいのある母の負担を軽減するため、学校を欠席し、家事や弟の世話を担当していること、当該家庭は福祉サービスを利用していないことが判明。
 - ・担任は、SSWを「一緒に応援してくれる福祉の専門家」として生徒本人に紹介。
 - ・担任が同席してSSWによる生徒本人への面談を実施するとともに、担任・SSWによる家庭訪問を行い、詳細な状況を把握。
 - ・把握した状況を踏まえ、SSWを含む校内の関係教職員によるケース会議を開催し、アセスメント(見立て)を行うとともに、支援プラン等を検討。
 - ・その後、SSWと母が市町村福祉担当課を訪問し、相談した結果、家事援助のヘルパー派遣や弟の保育所入所等、福祉サービスへとつながり、生徒の出席状況は改善。

Point 5 ほかに、SSWが行うヤングケアラーの支援に関する活動については、以下のような活動が考えられます。自校の課題をふまえて、ヤングケアラー支援に関してどのような取組みができるか、SSWと相談してみてください。

SSWが行うヤングケアラー支援に関する活動例

【SSW配置校におけるSSWが担える役割】

- ヤングケアラーの把握に関する活動
- ヤングケアラーのアセスメント・プランニングに関わる活動
- ヤングケアラーへの直接支援に関する活動
 - 面談(生徒等)、面談(保護者・その他親族)、家庭訪問(保護者)
 - 支援者の紹介(面接に含まれる) 関係機関への同行
- ヤングケアラーの支えになる社会資源の把握
- 教員向け研修
- 生徒等向けの講演
- 生徒等が相談しやすい学校体制づくりの支援(教員と協働)
- その他

【SSW未配置校におけるSSWSVが担える役割】

- コンサルテーション中心
 - 教職員へのコンサルテーション
 - ヤングケアラーの把握の方法、発見への視点
 - ヤングケアラーのアセスメント・プランニング
 - 社会資源の情報提供
 - 生徒等が相談しやすい校内支援体制づくり
- 教職員向け研修
- 生徒等向けの講演
- その他

参考 SSWを配置していない府立高等学校については、年に数回スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー(SSWSV)が定期的に巡回訪問を行います。その際、各校が把握しているヤングケアラーについて、以下の項目についてヒアリングを行いますので、事前にご確認ください。また、生徒等に面談する際、下記の「面談時のポイント」の内容を参考にしてください。

1. 学校では、生徒がケアをしていることにどのように気づいたか
2. ケアをしている生徒の学年・性別・家族構成
3. 生徒がケアをしている相手
4. 生徒がケアをしている相手の状況
5. 生徒が行っているケアの内容
6. 生徒がケアをしている期間
7. その家庭を支援している人の有無
8. 生徒の学校生活への影響
9. 現在学校で行っている、生徒への対応

●面談時のポイント●

①生徒の気持ちに寄り添う

- ・“一緒に考える”の感覚が重要
 - ⇒「助けてあげる」「困っているでしょ」という姿勢はさける
- ・生徒が「どうしたいのか」「どうしてほしいのか」「何に困っているのか」等、本人の主体性を大切に
 - ⇒安易に提案せず、できるだけ本人の言葉を引き出す
 - ⇒本人が選択しやすいように具体的な内容を複数提示する。「どれもいや」「わからない」も選択肢に含める
- ・生徒が誰と話したいか、いつ話したいかを(ある程度の候補を考えつつ)尋ねる
- ・学校で何ができるかを考える姿勢(学校ができるサポートや配慮等)が重要
 - ⇒また相談しようと感じ、継続して相談しやすくなる

②教育相談委員会など、学校組織として対応することが大切

- ・生徒の情報を教員間で共有し、多角的なアセスメントを丁寧にしたうえで計画をたてる
- ・いつ、誰が、どのタイミングで、どんな声かけをするのか校内で検討し、決定する

●**児童虐待(身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト、経済的虐待)が疑われる場合は、ためらわず通告(確証がなくても通告する)**
通告は義務、守秘義務違反に当たらない
虐待を判断するのは児童相談所等の専門機関である
保護者との関係よりも子どもの安全安心を優先する